

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東温市長、東温市議会議長、東温市選挙管理委員会、東温市代表監査委員、
東温市公平委員会、東温市農業委員会、東温市消防本部消防長、
東温市教育委員会、東温市上下水道事業の管理者の権限を行う長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.5%
全職員	50.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	99.2%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	94.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4%
31～35年	95.6%
26～30年	94.4%
21～25年	88.1%
16～20年	91.6%
11～15年	100.6%
6～10年	94.0%
1～5年	94.3%

【説明欄】

- 「本庁部局長・次長相当職」区分には女性の職員がいないため。
- 扶養手当や住居手当について、主たる生計維持者である男性職員に対して支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は85.4%、住居手当の受給者に占める男性職員の割合は70.8%である。
- 勤続年数11～15年の男性職員の中で休職等の者（育児休業を取得し昇給が停止していた者、給与が一部支給となっていた者）がいることから男女の給与の差異が100%を超えている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。